

正 誤

令和五年六月二十六日(号外第三百三十三号)文部科学省告示第五十四号(補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)
三ページ改正後欄四行目から七行目は次のとおり誤り。

同ページ改正前欄四行目は次のとおり誤り。

同ページ改正後欄終りから三行目から二行目は次のとおり誤り。

同ページ改正前欄終りから四行目から二行目は次のとおり誤り。

<p>〔略〕</p>	<p>機械式駐車設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備</p>	<p>一〇 八</p>
<p>〔略〕</p>	<p>機械式駐車設備</p>	<p>一〇</p>
<p>電気ガス供給施設 利用権</p>		<p>一五</p>
<p>水道施設 利用権</p>		<p>一五</p>
<p>電気ガス供給施設 利用権</p>		<p>一五</p>
<p>熱供給施設 利用権</p>		<p>一五</p>
<p>水道施設 利用権</p>		<p>一五</p>